

# 山中領神原村黒沢家文書 解題

## 1. 文書群名

山中領神原村黒沢家文書

## 2. 伝存地

群馬県多野郡神流町大字神ヶ原

※最終的な伝存地は高崎市新町（現あら町）であるが、文書内容は全て現多野郡神流町大字神ヶ原にあった黒沢家に関する文書群である。

## 3. 資料形式

古文書

## 4. 数量

2052 レコード（文書番号はNo.1～897 迄）。

但し、文書欠番 1 レコード有・文書所在不明 24 レコード有・閲覧不可 3 レコード有

## 5. 年代

年月日記載の文書では天正 17 年（1589）10 月 11 日（No.192-1）～明治 22 年（1889）5 月 15 日（No.665）迄。年推定の文書では「天正 4 年（1576）」と比定される 2 月 11 日付の文書（No.192-2）が最も古い。同じく「明治 23 年（1890）」と比定される 1 月 20 日付の文書（No.570-45）が最も新しい。

## 6. 地名

甘楽郡神原村<sup>かがはら</sup>／南甘楽郡神ヶ原村（明治 11 年～）／南甘楽郡中里村大字神ヶ原（明治 22 年～）／多野郡中里村大字神ヶ原（明治 29

年～）／多野郡神流町大字神ヶ原（平成 15 年～）

## 7. 管轄

幕府領／岩鼻県（明治元年～）／第一次群馬県（明治 4 年～）／熊谷県（明治 6 年～）／第二次群馬県（明治 9 年～）

## 8. 伝来

本文書群は現多野郡神流町大字神ヶ原（旧多野郡中里村大字神ヶ原）の黒沢家に伝存したものである。高崎市立図書館に寄贈され、現在は高崎市立中央図書館図書担当（郷土担当）で管理している。

本文書群が高崎市立図書館に寄贈された経緯については、昭和 28 年（1953）7 月 17 日付の朝日新聞記事によれば、当時の黒沢家当主で高崎市新町（現あら町）に在住していた群馬県議会議員黒沢成實氏（なるみ・明治 27 年生～昭和 38 年没、薬剤師で高崎市会議員や群馬県会議員を歴任）から群馬県文化財委員だった本多夏彦氏に同家「御用書物箱」に入っている黒沢家文書の調査が依頼され、東京大学藤島亥治郎教授（工学博士、文部省文化財審議会専門委員）、群馬大学尾崎喜左雄教授、同山田武磨助教授、田島武夫高崎市立図書館長らも加わり調査が行われたことがきっかけであると考えられる。この調査の後、昭和 29 年 3 月 15 日～4 月 2 日にかけて群馬大学学芸学部史学研究室が調査し目録作成を行っている（No.1～576 迄）。

昭和 28 年時点で黒沢家文書が高崎市新町に伝存していたのは、黒沢成實の祖父にあたる黒沢円（圓）造（天保 10 年生）氏が、明治 22 年（1889）4 月から初代中里村長に就任しながら（明治 24 年春迄）、明治 23 年 10 月には県会議員にも当選したため高崎の新町（現あら町）にも住居を構え、県会議員在任中の明治 25 年 1 月にこの「高崎の寓居で病没」（『群馬県多野郡誌』『群馬県議会議員名鑑・群馬県議会史別巻』）していたためと考えられる。円造氏病没の前後もしくはそれ以後のいつの時点かは不明ではあるが、「御用書物箱」に入っていた黒沢家文書群は高崎の家に移されたと考えられる（その後、時

期は不明であるが黒沢家は神ヶ原の家も引き払っている。

そして、昭和 44 年 3 月には、本文書群は本多夏彦氏により高崎市立図書館に寄贈された。但し、文書の入っていた「御用書物箱」は現在確認できない。

高崎市立図書館蔵『山中領黒沢家文書目録』（図書館資料番号 111289294、コピー製本）では、目録の扉に高崎市立図書館の蔵書印及び受領印（昭和 44 年 3 月 20 日付）が押され、寄贈者として本多夏彦氏の名前が記されている。

さらに、昭和 51 年（1976）7 月 12 日～20 日にかけて群馬県史編さん室が調査を行い目録の追加作成が行われた（No.577～896）。

No.1～No.896 迄の 2 つの目録は、記載内容が簡単なものであり本来ならば枝番号を付し整理しなければならない文書も多く、閲覧者に対し十分な情報提供ができなかったため（藤井史果『嚙本と近世文芸』にその指摘がある）、高崎市立図書館では、令和 2 年度～同 3 年度にかけて黒沢家文書目録の改訂作業を行い、本目録を作成した。なお、最終 No.897 は今回の目録改訂作業で追加されたものである。

## 9. 地域の概要

### （1）地理的な特徴／上野国甘楽郡山中領中山郷神原村

江戸時代における上野国甘楽郡神原村は、現在は平成 15 年（2003）4 月に旧中里村と旧万場町が合併して成立した多野郡神流町に属する。旧中里村役場が所在していたのが江戸時代の神原村（現神流町大字神ヶ原）であり、現在は神流町の支所が置かれている。本文書群の内容が江戸時代の神原村にとどまらず、現神流町と現上野村にまたがる広範な地域に及ぶため、以下この地域の歴史的な変遷も含めて地理的な特徴を記す。

この神流町と隣接する上野村の両町村域は、戦国時代から江戸時代にかけて「山中（さんちゅう）領」と呼ばれていた神流川上・中流域沿いの山間部地域である（「山中谷（やつ）」とも呼ばれた）。集落は山林資源の豊富な広大な山間部に点在しており、耕地は田方が

ほぼ皆無で、大半が畑地（桑畑・楮畑・切代畑〔焼き畑〕などを含む）であった。

江戸時代の山中領は上山郷（現上野村）・中山郷（現神流町のうち旧中里村と旧万場町の一部）・下山郷（旧万場町）という 3 つの「郷」に区分されていた。元禄年間に行われた総検地（検地帳作成は元禄 11 年〔1698〕）によって、上山郷 7 カ村（総石高 557 石余）・中山郷 6 カ村（総石高 620 石余）・下山郷 9 カ村（総石高 1163 石余）が確定し、その総石高は 2340 石余となり、基礎的な行政単位として（表 1）（図 1）の 22 カ村が成立した。それ以前は上山・中山・下山の 3 つの郷（村とも呼ばれた）が基礎的な行政単位であった。

元禄検地施行後の中山郷 6 カ村の村名は、相原村・青梨村・魚尾村・神原村・平原村・尾附村である。なお、山中領は江戸時代をとおしてほぼ幕府直轄領であり代官支配であった（但し、一部の村は江戸時代後期には沼田藩領や館林藩領や旗本領となっている）。以下に、元禄総検地施行後の山中領の 22 カ村の村名を示す。

■表 1 山中領 22 カ村（元禄 11 年）

上山郷 7 カ村（現多野郡上野村） 新羽村・野栗沢村・勝山村・乙母村・川和村・乙父村・檜原村
中山郷 6 カ村（現多野郡神流町、旧中里村と旧甘楽郡万場町の一部） 相原村・青梨村・魚尾村・神原村・平原村・尾附村 （注）相原村・青梨村は旧万場町、平原村の一部（枝郷土屋）は現甘楽郡下仁田町
下山郷 9 カ村（現多野郡神流町、旧万場町） 柏木村・麻生村・生利村・万場村・塩沢村・黒田村・森戸村・小平村・船子村

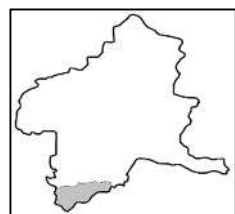
元禄総検地で「村」が確定したといってもその内部の各集落は山間部や神流川の両岸に点在しており、いわゆる「枝郷（枝村）」として独自の生活圏を形成している所が多かった（入会地の権利も「村」

単位ではなく「枝郷」単位で有しているなど)。例えば神原村も村名由来の神原の集落（本村）以外に三津川・瀬林・間物・明家の4つの枝郷を含んで一村として成立していた。本村部分の集落を含めた「枝郷」単位での集落数は元禄総検地直後と推定される文書(No.185-1)では山中領全体で72カ村とある(表2)。

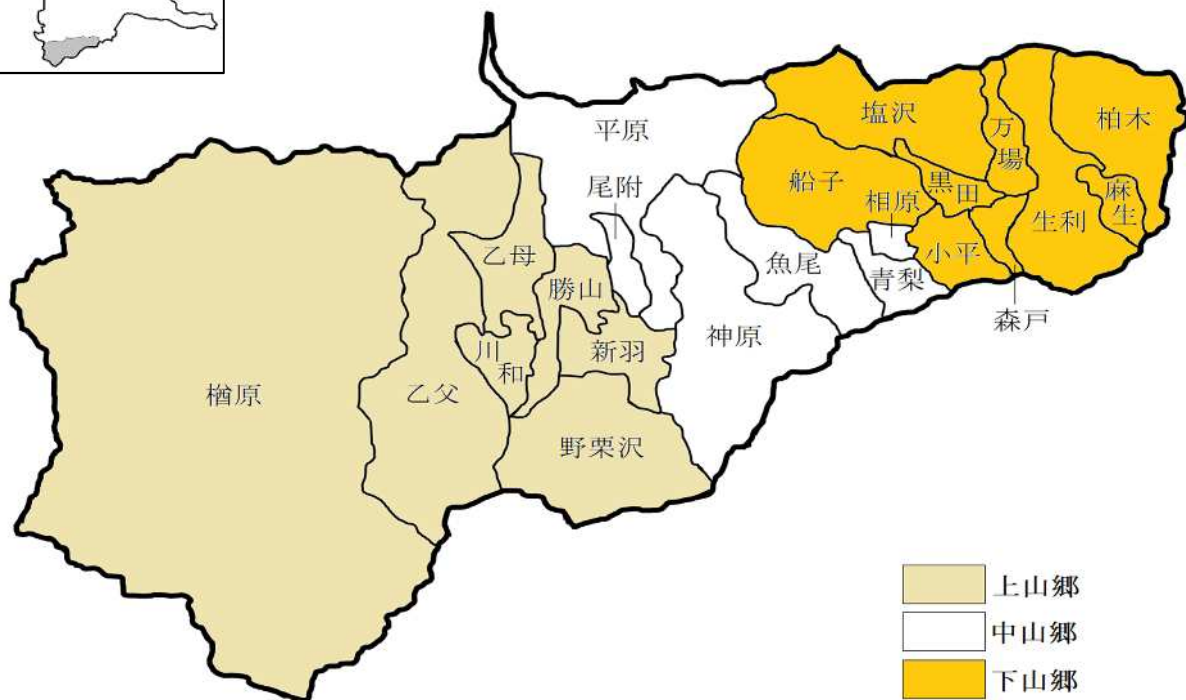
つまり、山中領では「領」-「郷」-「村」-「枝郷(枝村)」という通常の江戸時代の農村地域とは異なる独自の地域社会の行政体

系が形成され機能していた。このような山中領全体の江戸時代の具体的状況について最新の研究成果は、本文書群をはじめ山中領に残る諸家文書類を検討した佐藤孝之『近世山村地域史の研究』(吉川弘文館、2013年刊)を参照されたい。本解説も同書に多くを負っていることをあらかじめお断りしておく。

山中領の南側は埼玉県(武蔵国)秩父地方、西側は長野県(信濃国)佐久地方と隣接し、いくつかの峠越えの道で往来が行われてい



■ 図1 山中領概略図



■ 表2 山中領枝郷一覧

郷	村	枝郷
下山郷	柏木村	大寄 中嶋
	麻生村	
	生利村	飯嶋 戸野
	万場村	
	塩沢村	
	森戸村	
	黒田村	
	小平村	坂井 大井戸 古田
	舟子村	矢羽沢 高塩 白石 榎森
中山郷	相原村	
	青梨村	高谷木
	魚尾村	出田郷 桜井 下小越 上小越
	神原村	三津川 間物 瀬林 めうけ
	平原村	山室 橋倉 八倉 持倉 土谷
上山郷	尾附村	相切
	新羽村	八幡 野栗
	野栗沢村	奥名郷
	勝山村	向屋
	乙母村	
	川和村	門川
	乙父村	柿平 加寄 檜平 田平 中村 小春 乙父沢 遠西 住居付
檜原村	中越 須郷 檜沢 塩ノ沢 堂所 黒川 白井 勘行 中沢 濱平	

No.185-1 より作成。ただし、下山郷塩沢村は同文書では万場村の枝郷とされているが、本表では村とした。

た。主要街道は上信国境の十石峠から神流川沿いに東に向かって「山中谷」を十石街道が走り、鬼石町などを經由（鬼石より神流川上流の上信国境までの山間河谷の長さは約70km）して絹市で賑わった藤岡町（現群馬県藤岡市）や中山道の本庄宿（現埼玉県本庄市）に通じていた。このため上山郷の檜原村（現上野村）の枝郷白井には白井関所（口留番所）が置かれていた。この白井では延宝5年（1677）から1カ月に7日間の穀市が開催されていた。山中領では米は十石峠越えで信州の佐久地方に依存していた。なお、上山郷・中山郷からは、八倉峠・檜沢峠などを越え甘楽郡下仁田村（現下仁田町）の市での商品売買も行われていた。また、江戸方面へ向かうには志賀坂峠などを越え市の立つ秩父郡小鹿野（現埼玉県秩父郡小鹿野町）などを經由する道もあった。

## （2）山中領の石高・支配・戸口

本文書群には、寛政5年（1793）4月に当時の当主黒沢覚太夫（定重）が、万場村（現神流町大字万場）の黒沢八右衛門より貰い受け、以後書き入れをしながら所持していた「山中領村鑑」（No.274）が残されている。記載内容の多くは、正徳4年（1714）10月時点で作成された情報である。それによれば、山中領では慶長3年（1598）に「伊奈備前守御縄入」つまり徳川家康の家臣であった伊奈忠次による検地が行われている（永高検地）。さらに元禄7年（1694）には下山郷より中山郷迄の検地が行われ、同10年には上山郷の検地が実施され、同11年に前述したように検地帳が各村に下げ渡された。この時、慶長3年の検地帳は取り上げられたとある。なお、これらの元禄検地帳は本文書群には1冊も現存しない（但し、平原村検地帳写はNo.158に有り）。この元禄総検地の結果、山中領の総石高2340石6斗9升9合が確定し、22カ村が設定された。

この「山中領村鑑」には、各村の村高・反別・屋敷や耕地の等級別反別も記され、林地や藪地を含めた各種年貢納高も記載されている。また、慶長3年から文政7年（1824）迄の山中領を支配した幕

府代官名とその在任期間も記されている。その変遷は、以下のとおりである（但し、文政6年以降明治3年までの代官名などは、本文書群中の魚尾村定番組が作成した「文政四巳年ヨリ御代官替之節御名前之控」（No.159）により補足したため文政6年以前と以後では記載事項が異なる）。

■表3 山中領代官変遷（慶長3年～明治3年迄）

期 間	摘 要	代官名
慶長3年(1598)～慶長19年(1614)	17年間	伊奈備前守 但し、内慶長15年～慶長19年・5年間は成瀬権左衛門
元和元年(1615)～寛永15年(1638)	24年間	大河内金兵衛
寛永16年(1639)～寛文2年(1662)	24年間	伊奈半十郎
寛文2年(1662)～延宝8年(1680)	18年間	伊奈左門
天和元年(1681)～天和3年(1683)	3年間	松田又兵衛・間瀬吉太夫
貞享元年(1684)～元禄3年(1690)	7年間	佐原三右衛門
元禄4年(1691)	1年間	平岡次郎右衛門
元禄5年(1692)～元禄14年(1701)	10年間	池田新兵衛
元禄15年(1702)～正徳2年(1712)	11年間	野田三郎左衛門 但し、内宝永7年(1710)入
正徳3年(1713)～享保元年(1716)	4年間	池田喜八郎
享保2年(1717)～享保4年(1719)	3年間	久保田佐次右衛門
享保5年(1720)～享保6年(1721)	2年間	朝比奈権左衛門
享保7年(1722)～享保10年(1725)	4年間	河原清兵衛
享保11年(1726)～享保13年(1728)	3年間	鈴木平十郎
享保14年(1729)～享保18年(1733)	5年間	後藤庄左衛門
享保19年(1734)～寛保元年(1741)	8年間	石原半右衛門
寛保2年(1742)～寛保3年(1743)	2年間	大屋奎之助
寛保3年(1743)～宝暦8年(1758)	16年間	伊奈半左衛門
宝暦9年(1759)～宝暦10年(1760)	2年間	会田伊右衛門
宝暦10年(1760)～宝暦11年(1761)	2年間	横山伝右衛門
宝暦11年(1761)～宝暦12年(1762)	2年間	池田喜八郎
宝暦13年(1763)～明和6年(1769)	7年間	伊奈備前守
明和7年(1770)～安永2年(1773)	4年間	飯塚伊兵衛
安永2年(1773)～天明8年(1788)	16年間	遠藤兵右衛門
天明8年(1788)11月	当分御預り1ヶ月間	野口辰之介・鈴木新吉
天明8年(1788)11月	6年間	佐藤友五郎

～寛政5年(1793)		
寛政5年(1793)～寛政9年(1797)	立会御支配5年間	吉川栄左衛門・近藤和四郎
寛政9年(1797)～文化7年(1810)	14年間	吉川栄左衛門
文化7年(1810)	当分御預り6ヶ月間	吉岡次郎右衛門
～文化8年(1811)4月迄		
文化8年(1811)～文政3年(1820)	10年間	吉川永左衛門(文化15年ニ栄左衛門ニ改)
文政4年(1821)～文政6年(1823)	3年間	川崎平右衛門
文政6年(1824)冬～	御支配所	山本大膳
文政12年(1829)12月～	当分御預り	大原四郎右衛門
天保3年(1832)～天保6年(1835)	御支配所	簀笠之助
天保6年(1835)5月～	御支配所	大原四郎右衛門御改名左近様と相成
天保12年(1841)3月～	御支配所	山本大膳
天保13年(1842)3月～	3ヶ月鳥渡御預り	関保右衛門
天保13年(1842)12月～	御支配所	林部善太左衛門
安政2年(1855)4月～	御支配所	設楽八三郎
安政2年(1855)7月～	当分御預り所	小林藤之助
安政3年(1856)2月28日～	御支配所	川上金吾助
安政4年(1857)12月20日～	御支配所	伊奈半左衛門
文久3年(1863)7月25日～	御支配所・尤岩鼻御在陣と相成	小笠原甫三郎
元治元年(1864)5月28日～	御支配所・尤岩鼻御在陣ニ相成	中山誠一郎
慶応元年(1865)11月28日～	岩鼻御陣内ニおいて御奉行と相成	木村甲斐守
慶応4年(1868)2月18日～	岩鼻御陣内ニおいて御奉行と相成	平岡越中守。夫より上様御儀種々御差縫ニ相成不穩御時節ニも相成申候
慶応4年(1868)閏4月9日～	富岡七日市前田丹後守様御持場と相原村より檜原村迄相成勿論当組村之内青梨・船子右両村之儀者高崎様と相成申候事	富岡七日市前田丹後守、高崎
慶応4年(1868)7月7日～	尤官軍知事大音竜太郎様管轄所と相成勿論又々岩鼻御取扱ニ御座候	大音竜太郎
明治元年(1868)12月25日	知事小室信夫様御支	小室信夫

	配所ニ相成尤岩鼻取扱ニ御座候	
明治3年(1870)9月14日～	中嶋中辨様御支配所ニ相成尤岩鼻御取扱ニ御座候	中嶋中辨

また、正徳4年(1714)時点での山中領全体の家数は1761軒であり、うち下山郷は本百姓659軒・家抱35軒・水呑30軒、中山郷は本百姓402軒・家抱41軒・水呑16軒、上山郷は本百姓92軒・家抱79軒・水呑7軒とある。本百姓は検地帳に登録され年貢諸役を負担した農民、家抱は主人から耕地を分与されてはいるが主人に隷属していた農民、水呑は田畑を持たず小作で生活していた農民である。正徳4年の人数は山中領全体で7794人であり、下山郷は2954人、中山郷は2239人(うち神原村は233人)、上山郷は2601人である。さらに、山中領全体では馬916疋(匹)・鉄砲172挺・酒屋10軒があった。それ以外にも御用木の木数などが記されている。

江戸時代の神原村は、このような神流川沿いの甘楽郡山中領の中央部にあたる中山郷の中心に位置していた。

### (3) 神原村高変遷・概要

神原村の郷帳などに記載された同村の石高(村高)は下記のとおりである(『上野国郷集成』)。

- ・ 56石3斗6升5合(畑方のみ)：寛文8年
- ・ 157石5斗1升3合：元禄14年
- ・ 157石5斗1升3合：天保5年
- ・ 157石5斗1升3合：旧高旧領取調帳

(注) 山中領では、寛文6年(1666)に代官伊奈左門により永高表示の村高が石高表示に切り替えられた。検地が実施されたわけではなく永高1貫文を石高5石に換算して村高を石高表示としている。

江戸時代の神原村一か村の村明細帳については、「酉八月」付の年

不詳「明細書取調帳」(No.183)しか残されていない。作成者は「名主黒沢覚太夫」であり記載内容から天保5年(1834)以降の文書であることは明らかであるため、幕末の頃の神原村の状況を示している。これによれば、村高は「当酉より高百五拾七石五斗壺升三合」とあり、この村高は元禄から変化がないが、「内高五升七合 御林成高、高拾六石三斗三升九合 桑楮高」とある。さらに、「田高三斗九升七合 此反別三畝廿九歩」「畑高百五拾七石壺斗壺升六合 此反別四拾壺町七畝歩」と記されている。このうち田については江戸時代初めには皆畑であり、黒沢家が自家で開発したものと現在も地元で語り継がれている。田畑屋敷地の石盛も記され反当たりの取米・取永高もわかる。さらに「林藪 反別八町九反三畝廿五歩」とあり、「農業之間、男者薪を採、炭を焼、女者蚕飼、絹を織、紙を漉稼」をしているとある。最後に「御林 壺ヶ所」がありその「反別拾三町歩余」とある。これは文政12年(1829)に黒沢覚太夫が所持していた持畑山林を「新規御林」に上納したものだとの記載もある。但し、この帳面には家数・人数などは記されていない。

## 10. 文書群の特徴

### (1) 全体概要

本文書群は、江戸時代の甘楽郡山中領中山郷神原村(現多野郡神流町大字神ヶ原)で江戸時代に神原村名主・山中領割元・山中領御林守(山守)・郡中取締などを務め、明治時代には第15大区小11区戸長や神ヶ原村外3カ村(平原村・尾附村・魚尾村)連合戸長や初代中里村長(明治22年4月就任)を務めた黒沢家に伝存した戦国期から明治20年代初め迄の文書・絵図類である。文書番号はNo.1~No.897迄であるが、枝番号が多いため総点数は2000点を超える。年代的には江戸時代前半期の文書・絵図類が多く含まれているが、明治初年を除けば明治時代の文書は少ない。

戦国時代には山中領内の土豪(地侍)であった神原村黒沢家当主は神原村名主をほぼ江戸時代をとおして務めていた。このため通常

ならば、神原村一カ村に関係する公的な名主文書が多く残るはずであるが、それよりも、山中領割元や御林守(山守)などを務めていたことによる「村」単位を越えた上山郷・中山郷などの「郷」単位あるいは山中領全体を対象とする公的な文書が多く残されているという点に最大の特徴がある。

下山郷に関係した文書が少ないのは、後述するように天和3年(1683)~宝暦9年(1759)迄山中領全体を管轄するために置かれた割元は2名であり、そのうち1名が中山郷神原村の黒沢家当主がほぼ世襲し、もう1名が下山郷万場村の黒沢八右衛門家当主が世襲したことによると考えられる。

なお、天和3年(1683)の割元設置以前の「山中領」の範囲は、現藤岡市の鬼石・日野方面も含んでいたが、本解説での「山中領」とは現上野村・神流町の範囲に限定する。

上山郷には割元は置かれず、地理的に近い中山郷の割元である神原村の黒沢家当主が上山郷の範囲も担当していたらしい。但し、割元2名は随時情報共有を行い諸事件への対処については両者協議の上決定していたため、両割元家には山中領全体に関わる諸事件の文書が重複して残されている場合も多い(黒沢八右衛門家文書は「黒沢建広家文書」として残る)。また、神原村の名主は江戸時代には2名存在していた時期も長く、そのうちの1名はほぼ黒沢家当主であったが、他の1名の名主とどのように名主業務を分担していたのかは不明である。

本文書群中の山中領の3つの郷に関わる文書では、上山郷(現上野村)に関わる文書が比較的多い。これは、割元や御林守(山守)が担当する主たる職務の一つである幕府直轄の「御林」や「御巢鷹山」の管理といった対象地域の多くが、山中領のうち最も広大な山林面積を有する上山郷に比較的集中していたためである。これらに関わる絵図類も本文書群には多く残されている。

本文書群に残る黒沢家の私的文書は、公的文書に較べて少ない。黒沢家が酒造や養蚕などを家業としていたことが分かる文書は若干

残されているが、経営関係文書などはごく少数しか残されておらずその全体像をつかむことは難しい。

また、黒沢家の家系図や過去帳も残されていないため正確な歴代当主の変遷を知ることができない。ただし、寛政3年(1791)に対馬藩宗家の家臣であった村家より黒沢家に贍養子に入った黒沢覚太夫(定重)については、村家の由緒(No.658)なども残る。覚太夫(定重)は黒沢家の「中興の祖」ともいべき人物であり、神原村名主ばかりではなく「郡中取締」にも就任し家運を向上させるとともに、嘶本(はなしぼん)作者(瓢亭百成・ひょうていひやくなり)としても活躍した文人でもあった。

本文書群には寛政年間以後明治維新期に至るまで、この村家との関係を示す文書が若干残り、黒沢家はこの村家と縁戚関係を結ぶことによって、江戸の武家社会(高80石の幕臣や幕府代官の手代・手附クラス)とのネットワークを形成し、その縁戚関係を山中領内の有力村役人層とも結びつけていった様子が窺える。ただし、本文書群には文人としての黒沢覚太夫(瓢亭百成)の作品はほとんどなく、蔵書類も全く含まれていない。

神原村の黒沢家に残されていた文書は「御用書物箱」に入っていた本文書群以外にも存在していたことが、令和3年度に高崎市立中央図書館に寄贈された中村茂氏収集黒沢家文書(合計41点)によって判明した。この41点中には元禄15年(1702)の山中領の「上・武州国境争論」に関する文書1点や明治23年(1890)に群馬県会議員となって高崎に住むようにもなった初代中里村長黒沢円造の明治8年～明治20年迄の辞令類が含まれていた。これらは「御用書物箱」とは別に黒沢家によって保存されていた書類が流出したものと考えられる。本解説では、これら中村茂氏収集文書も併せて活用させてもらい記述することができた。記して御礼申し上げます。この中村茂氏収集黒沢家文書については、本書325頁以降を参照のこと。

## (2) 黒沢家歴代当主変遷と主な文書

前述したように黒沢家文書には、同家の家系図や過去帳が残されていないため正確な歴代当主の変遷を確定することは難しい。しかし、江戸時代前半期の文書も比較的多く残されているため文書の差出・宛先の人名・肩書などを手がかりにある程度の歴代当主の復元が可能であろうと判断して(もとより完全なものではないので今後随時訂正が必要である)、以下時系列的に歴代当主が就任していた名主・割元・御林守(山守)などの役職の在任期間を推定しながら、本文書群中に残るそれぞれの時点での主な文書の紹介も併せて行いたい。

### 【戦国期①：黒沢出羽守定吉】→《生島足島神社文書》

神原村黒沢家で最も古い先祖と文書資料で認識されているのは「黒澤出羽守定吉」である。現在長野県上田市の生島足島神社には永禄10年(1567)8月7日付で「土屋上総守重綱、黒澤□□守重慶・黒澤出羽守定吉・同掃部助光吉・同兵衛尉重家」の5名が武田信玄に宛て忠誠を誓った起請文が残されている(『新編高崎市史』資料編4中世Ⅱ・No.369)。この起請文の封紙ウハ書には「山中衆」とあり、彼らが後の「山中領」を本拠地とする武士(土豪・地侍)の集団であったことがわかる。

この文書の写(No.194)を明和9年(1772)2月晦日付で当時の「信濃国小縣郡上田領塩田組下之郷諏方両社大明神」(現生島足島神社)の神主が黒沢家当主覚太夫宛に送付している。この黒沢姓の人物が黒沢家の「御先祖」なので写を送付するというのがその理由である。ただし、この文書には原文書には記載してある「土屋上総守重綱」の名前はなく、黒沢氏4名の名前だけが記載されている。おそらく神主の判断で黒沢氏ではない土屋氏を省いたのであろう。この文書は明治18年(1885)4月頃、当時の当主黒沢円造によって黒沢家文書のうち重要な文書の1通として整理され封筒に入れられるが(No.576の文書はその整理の際の文書目録)、その封筒の表書に「先祖黒澤出羽守外三人起請文写」と記している。つまり、この4名の黒澤

姓の武士のうち「黒澤出羽守定吉」こそが、神原村黒沢家の先祖であるという認識が神原村の黒沢家にあったのであろう。永禄 10 年（1567）時点では、山中領域は武田信玄に属していたこともわかる。

#### 【戦国期②：黒沢次郎八】→《北条氏政》《小幡信定》

本文書群には、2 通の戦国期文書が含まれている。年不詳であるが天正 4 年（1576）に比定されている 2 月 11 日付の「北条氏政書状」（No.192-2）と天正 17 年（1589）10 月 11 日付の「小幡信定判物」（No.192-1）である。

「北条氏政書状」は後北条氏当主である北条氏政（1538～1590）から「安房守」（北条氏邦）宛の書状であるが、文書の前半部分が欠けている。本文書は『戦国遺文・後北條氏編』第 3 卷（東京堂出版、1991 年刊）No.1833 に翻刻が掲載されている。内容としては山中領に関係するものではないが、宛先の北条安房守氏邦は武州鉢形城（現埼玉県大里郡寄居町）に本拠を置き当時は山中領もその管轄下に置いた後北条家の重臣であるため、詳細は不明であるが北条氏邦との関係から黒沢家に伝来した可能性が高い。したがって、この文書の内容は黒沢家当主とは直接関係はない。

「小幡信定判物」は国峰城（現甘楽郡甘楽町）主小幡氏の当主と推定される「信定」（黒田基樹『増補改訂戦国大名と外様国衆』戎光祥出版、2015 年刊）から「黒澤次郎八」宛の「佐久原八貫文之地」の宛行状である。天正 17 年は豊臣秀吉の小田原攻めの前年にあたる。本文書も『戦国遺文・後北條氏編』第 4 卷（東京堂出版、1992 年刊）No.3515 に翻刻が掲載されている。「佐久原」の地名の場所は不明であるが、神原村の隣村平原村には「作原」の小字名が残る（『上野国郡村誌 9・甘楽郡（2）』群馬県文化事業振興会、1983 年刊）。宛先の「黒澤次郎八」は当時の黒沢家当主と考えられる。この時点では山中谷の武士（土豪・地侍）は、後北条氏に属する国峰城主小幡氏の管轄下にあったことがわかる。

#### 【江戸期①：庄八郎、黒沢角右衛門】

→《年貢割付・年貢請取》《肝煎》《白井関所》

天正 18 年（1590）に後北条氏は滅亡する。徳川家康が関東に移封した後、徳川氏の支配領域となった山中領は、慶長 3 年（1598）に家康の家臣「伊奈備前守」（忠次）の永高検地をうける（No.40）。この検地帳は本文書群中には残されていないが、この検地により山中領は上山・中山・下山郷の 3 カ郷にそれぞれ年貢割付が発給されるようになったとされる（No.395）。本文書群中には写ではあるが慶長 19 年（1614）11 月 16 日付の代官成瀬権左衛門からの下山郷宛の年貢割付（No.1）が残る。同年付の中山郷の年貢割付は残されていないが、同年 11 月 15 日付の「中山神原村寅年貢勘定帳」（No.2）があり、作成者として「庄八郎」の名前がある。同人は黒沢家当主であった可能性があり、年貢徴収の具体的業務は「中山神原村」とあるように「中山郷」内の「村」（元禄年間に 22 カ村が確定する以前の村）単位で行われていたことが分かる。

なお、下山郷では慶長 18 年（1613）7 月 26 日の文書（No.195）によれば、下山郷の「肝煎」であった八左衛門が「奉公」（武家奉公であろう）に出してしまうので「肝煎無御座候」ゆえ「皆々談合」にて「金三郎」を八左衛門家に「御移」すことを決めている。江戸時代初期の慶長 18 年時点では、下山郷のおそらく万場村黒沢八左衛門家が「肝煎」として山中領全体の行政事務を管轄していたと推定され、それは「金三郎」に引き継がれたのであろう。

その後、神原村黒沢家当主と確認できるのは、元和 4 年（1618）12 月の年貢請取（No.5-5 ほか）に記されている「神原村角右衛門」からであり、寛文 4 年（1664）の文書（No.218）迄この名前が見える。

慶長年間～寛永 18 年（1641）迄の年貢請取（金納）は多数残されているが、年貢割付のように「郷」単位ではなく、「村」単位で発給されている。ところが、慶安元年（1648）12 月の「子歳中山村御年貢請取事」（No.12）からは「中山村（郷）」宛になり「郷」単位で発給されている。本文書群中にこのような中山郷宛の年貢請取が残さ



れていること、角右衛門が作成した寛永17年(1640)7月の魚尾村名寄帳(No.196)が残ること、寛文4年(1664)11月10日の「手形之事」(No.24)には上山郷の村々から「黒沢角右衛門」宛に五人組を組みあげる旨の請書が残り、割元制が成立する天和3年(1683)以前にも上山郷をも管轄する「御公用世話」をする家柄であった旨記載した後年の貼紙がこの文書裏にあることなどから、角右衛門が神原村にとどまらず上山・中山郷全体に関わる行政事務を担当していたがわかる。なお、本文書群中には江戸時代をとおして年貢請取は多数残されているが、年貢割付はわずかしか残されていない。

慶安4年(1651)7月17日の文書(No.200)は、鉄砲改についての初見文書である。中山郷の鉄砲持主21名の氏名が書き上げられている。その鉄砲所持者の中に「御鷹見」が存在しており、この頃にはすでに山中領中山郷にも御巢鷹山が設定されていたと考えられる(佐藤孝之『近世山村地域史の研究』)。

この時期の五人組帳では、「神原村角右衛門組分」の明暦3年(1657)の「酉ノ年五人くミ内帳・神原分」(No.203)や「神原村・三津川村・まもの村・ミやうけ村・よのふ村分」の五人組帳である万治2年(1659)の「内組之帳」(No.204)もある。

また、慶安3年(1650)3月26日の「預り申家屋敷之事」(No.199)では、黒沢角右衛門は「横山町三町目南かわ表五間口裏へ町なみノ家屋敷」を所持していた。おそらく「横山町三町目」とは江戸日本橋横山町(現東京都中央区日本橋横山町)と考えられ、角右衛門は江戸に町屋敷も所持していたらしい。

寛文3年(1663)2月21日の訴状(No.23)は、「上山郷白井村」(のち檜原村枝郷白井)にあった白井関所(口留番所)に関する本文書群中の初見である。山中領の村々が白井関所で「去ル酉年(明暦3年=1657)江戸大火事」より「上山・中山・下山郷百姓信州へ出売り罷成らず迷惑」している旨を白井村の「番所之者・名主・百姓」を相手に「代官」へ訴え出ている。これ以後の文書でも白井関所は山中領内の板材の領外移出をめぐる問題でたびたび登場するこ

とになり、山中領の行政の中で独自の位置を占める。なお、白井関所の来歴については、のちの正徳2年(1712)2月の願書(No.261)で「上山郷白井村番頭黒沢理右衛門」などが寛永8年(1631)設置以来の来歴を記し、幕府巡見使宛に16年以前の元禄検地以後白井村(檜原村の枝郷白井)の年貢が上がったため百姓困窮により関所勤めが難儀となったので「御扶持方」を願い出ている。

### 【江戸期②：土屋兵太夫】

→《割元制》《寛文石高表示》《中山郷明細》《百姓山稼ぎ》

寛文5年(1665)の文書(No.223)から貞享2年(1685)迄の文書(No.240)には「土屋(谷)兵太夫」の名前が見え、黒沢姓ではなくなる。特に天和3年(1683)2月21日の文書(No.233)では、土屋兵太夫は万場村黒沢八右衛門と共に新たに設置された「山中組之割本(元)」に任命されていることがわかる。

「割元」とは、江戸時代初期の山中領では、下山郷万場村の黒沢家当主が「肝煎」として山中領全体を管轄し、その下で中山郷(おそらく上山郷も)の村々では神原村の黒沢家当主が年貢上納業務などの「村々御用等」(No.395)を勤めていたが、天和3年に「肝煎」に代わって「割元」が新設され山中領で2名が任命された。その際、下山郷では万場村黒沢八右衛門が任命され、中山郷では神原村黒沢氏ではなく「土屋兵太夫」が任命されている。

この土屋兵太夫とは、享保元年(1716)の万場村黒沢八右衛門家の文書(黒沢建広家文書No.321)によれば、後述する次代の神原村黒沢家当主である黒沢角太夫の父であることが分かる。つまり、寛文5年頃には何らかの理由で神原村名主役は黒沢家から土屋家に引き継がれ、その土屋家の子供が黒沢家を継ぎ再び元禄4年(1691)年頃から神原村名主となったと考えられる(兵太夫は神原村に居住していたが、その文書が黒沢家文書中に残されていたことから黒沢家に居住していた可能性もある)。

山中領の割元の来歴については、寛保3年(1743)8月の訴状(No.

395) に詳しい。割元とは、江戸時代の通常の農村ならば行政単位は「村」であり、その長である名主が領主の指示を直接受けて村政を運営するが(村請制)、複数の村を管轄する割元が存在する地域では各村に名主は置かれているが領主の指示はいったん割元を経由して各村名主に伝達され、また年貢上納などの業務もいったん割元を経由して領主に上納される。いわば中間管理機能を担うわけで、これには集落が点在する山間部村落では年貢上納業務の集約化が可能になるなどプラス面もあるが(No.130)、多くが世襲される割元の場合、その地域の訴訟・争論の調停機能も果たすことも多く領主側の役人(代官の手代・手附など)との癒着の温床ともなったため、正徳3年(1713)には幕府は全国レベルで廃止を命じた(No.54)。しかし、一部の地域では存続が認められ山中領もその一つであったが、幕府はその後も寛延2年(1749)や宝暦9年(1759)にも廃止令を繰り返す。この宝暦9年令を請けて山中領の割元制は翌宝暦10年(1760)には廃止された(小松修「割元役と組合村制の成立」)。

その後、幕府直轄領である山中領の「割元」の機能は複数の村の地域的なまとまりである「組合村」に受け継がれるが、この組合村の代表(惣代名主)は、原則的には世襲ではなくなっている。割元廃止令が出る度に幕府に提出した山中領割元の由来やその給分の有無(割元には扶持米などの給分はなかった)などについての文書は本文書群中に多数残されている(No.233、No.269、No.123、No.395、No.561、No.398、No.130、No.133-1、No.133-2、No.406、No.704)。

割元は上山郷には任命されていなかった。割元が初めて任命された天和3年2月の上山郷の「亥ノ年五人組ノ内組帳」(No.30)が本文書群中に残るのは、上山郷を主に担当したのが中山郷の割元であった土屋兵太夫であったためであろう。

なお、土屋兵太夫の代である寛文6年(1666)には代官「伊奈左門様御支配之時永高之儀高に御詰被成候」(No.40)とあり、慶長3年の永高検地によって確定していた中山郷の永高が石高に変更されている。これは寛文8年極月25日付の年貢請取(No.25-2)で「中山村

(郷)」の村高が「高565石2斗9升・高辻」と永高記載から石高記載に変わっていることで確認できる。

本文書群中には、寛文6年11月10日付の小作手形・家抱手形がまとまって18通残されている(No.230-1~18)。差出は神原村・魚尾村の小作人や家抱(主人に対して夫役その他の義務をもつ身分的な借地隷属農民)であり、宛先はすべて「黒沢伊三郎」で、黒沢家の私的文書と考えられる。寛文6年の永高から石高への変更は実際の検地が行われたわけではないが、小作・家抱契約などに影響があったことが想定される。この黒沢伊三郎と土屋兵太夫の関係は不明であるが、兵太夫の子であった可能性もある。

山中領は豊富な山林資源を有していたが、その資源を地元の村々が活用する場合、幕府が設定していた「御巢鷹山」に抵触する場合があった。延宝9年(1681)5月22日の文書(No.232)で中山郷名主平左衛門他8名はおそらく新「代官」宛に「中山郷明細書上」を提出している。そこには中山郷の「石高・御巢鷹山・寺地・鍛冶屋敷・宮地・村境」についての記載がある。この時点で中山郷内でも「御巢鷹山」がすでに設定されていたことがわかる。「御巢鷹山」での木の伐り荒しが文書に出てくる初見は、天和3年(1683)2月12日の文書(No.233)で、上山郷の「乙母村八郎兵衛」が「御巢鷹山伐荒し」一件で「永々籠舎」となっていたことがわかる。同年3月6日の文書(No.234)でも中山郷の魚尾村の地元と推定される「御巢鷹山近く」で「ささ(笹)板」を取っていた一件が問題になっている。

上山郷での百姓山稼ぎについての文書では、寛文8年(1668)極月25日の文書(No.26-1)があり、浜平村(現上野村)の名主らが「浜平山内之儀板材木を売り身命を送」っているが「近年(武蔵国)大瀧筋など材木御留めにて買人もこれ無」い状況を「神原村兵太夫」へ訴えている。山林の材木を伐り出し生業を立てていた様子がうかがえる。材木以外の産物も含め具体的な山稼ぎの品目は、のちの元文5年(1740)5月と推定される「覚」(No.118)に上山郷の中沢・浜平・乙父沢・野栗沢についての書上がある。

### 【江戸期③：黒沢角太夫】

→《元禄検地》《上・武州国境争論》《御用木》《酒造》

土屋兵太夫の子である「黒沢角（覚）太夫」の名前は、貞享2年（1685）の文書（No.237）から見られるが、「神原村名主」という肩書きは元禄4年（1691）の文書（No.34）からで、「山中領割本（元）」の肩書きは元禄15年の絵図（No.571-48）からであるため、その頃までは父である土屋兵太夫が割元を務めていた可能性もある。「黒沢角太夫」の名が見られる最後は、正徳2年（1712）の文書（No.49）である。

先に「9. 地域の概要」で記したように、角太夫が神原村名主であった元禄7年には山中領の下山郷・中山郷の総検地が行われている。この時の検地帳は本文書群には残されていないが（但し、平原村検地帳写はNo.158に記載されている）、神原村の「寺社境内堂宮敷」が以前の検地では除地になっていたことを「御検地役人」に上申している文書（No.36-3）が残る。この検地の結果（上山郷は元禄10年検地）、山中領には22カ村の行政村が成立した。これ以後、元禄13年12月の年貢皆済目録（No.35-2）ではその表題が「中山郷」単位ではなく「中山郷神原村」となっている。おそらく年貢割付状も22カ村宛になったと推定される。宝永6年（1709）6月の「御割付之写」（No.44）は、上山・中山郷計13カ村分の年貢割付状の写である。但し、この元禄検地以後も割元制は継続している。

また、元禄13年と推定される「辰ノ八月」の文書（No.190-7）は、元禄上野国絵図作成を担当していた前橋藩酒井家家臣犬塚又内・熊谷平左衛門宛の文書下書であるが、そこでは「山中領之内武蔵」国との国境には以前の「古国絵図」では「落村」があり（上野国山中領分の村が一部記載されていないということ）、これは元禄11年から「御公儀様御詮議」となっており未だ解決していないとある。いわゆる山中領における「上・武州国境争論」に関する文書である。問題は、「古国絵図」には神流川沿いの上州側にあった坂原村の枝村

である法久村（現藤岡市）より下流部分（東側）では神流川自体が国境であるが（これは問題ない）、法久村より上流部分（西側）の山中領分も神流川が国境として描かれていた点にあった。実際の上野国山中領村々の多くは神流川の両岸に点在していたため、元禄国絵図作成時に武蔵国秩父郡村々と争論となった。結果は元禄15年閏8月に山中領の村々側の訴えが認められ解決する（黒沢建広家文書No.597）。本文書群にはこの「上・武州国境争論」に関係する元禄13年2月の武蔵国秩父郡秩父領村々からの文書（No.43、No.252）や同年7～8月の山中領村々からの文書（No.189-2、No.489、No.514、No.852）などが残り、この時期の神流川両岸に点在する山中領村々の枝郷単位の家数・人数なども詳細に判明する。この国境争論の最終的な解決のため作成されたと推定される元禄15年10月の「上野国山中領・武蔵国秩父領国境立合絵図」（No.571-48、彩色図・114×205cm）も残る。この絵図は本文書群中では年代が明記された最古の絵図でもある。

山中領の山林資源のうち「御用木」については、貞享3年（1686）9月7日の「請取申木銭之事」（No.33）で、当時の代官佐原三右衛門の配下である西沢武右衛門が「慶長年中御用木御改」のため山中領に出張していたことが分かる。この時に西沢宛に作成されたのが貞享3年4月の「山中領御用木御改帳」（No.242）である。御用木は山中領内の各地の寺社境内周辺などにある特定の大木を幕府の「御用木」として慶長年間に指定したもので、山中領内のある特定の地域を指定したものではないと考えられる。しかし、この貞享3年の御用木改は、幕府が前年の貞享2年6月に幕府領御林の保護や江戸への用材供給のための伐木などを管轄する「御林奉行」を設置したことと関わりがあった。幕府は新たな林政を行うにあたって山中領の山林資源にも注目していた。なお、山中領では寛文・延宝年間の代官伊奈左門の時に材木を伐採して江戸に出していたらしい（No.287）。

一方、山中領に点在する「御巢鷹山」については、元禄4年（1691）閏8月の「差上申御巢鷹山手形之事」（No.34）で「中山郷之内八倉村

御鷹見ぬい之助」や「神原村御鷹見五郎左衛門」と御巢鷹山のある地元の村役人たちが10カ所の「御巢鷹山」を管理するよう仰せ付けられ、「御巢鷹」を見出し次第差し上げることなどを手形にして代官へ提出している。この10カ所は下山郷・中山郷分の御巢鷹山であり上山郷分は含まれていない(No.247)。

また、この時期の黒沢家の私的経営が分かる文書としては、元禄13年～同16年にかけて作成された酒造関係文書がある(No.38-1～38-3、No.39)。黒沢家は酒屋経営を大きな柱としていた。これらの文書からは山中領全体の酒屋の分布も分かる。なお、酒造米に関わる文書の初見は延宝9年(1681)5月22日の文書(No.557)であるが、「上山郷白井村酒屋六郎右衛門」に関する文書である。のちの文書では享保3年(1718)7月の「山中領酒屋古高并酒造米書上」(No.58)もある。

#### 【江戸期④：黒沢覚右衛門】

→《御巢鷹山》《御林》《山守(御林守)》《百姓稼山》

黒沢角太夫の子と考えられる「割元覚右衛門」の名は、正徳3年(1713)9月の文書(No.57)から見える。以後、延享2年(1745)の文書(No.561)まで割元を務めている。

正徳3年とは、幕府が全国レベルで割元制の廃止を命じた年である(No.54)。しかし、翌正徳4年3月の代官池田喜八郎から勘定所宛の文書(No.269)により、その存続の必要性が上申され山中領の割元は存続が認められている。この文書で代官池田喜八郎が正徳3年秋に「彼地へ罷越し候処」「割元相止候逆様々之無理・無法之訴訟・出入等申出」されたと記し、今後も「割元相立候様々願出候村々」は山中領22カ村の内13カ村であり、その村々は正徳3年秋に「非分之儀一切」申し出なかったと記している。残り9カ村は割元廃止を望んでいたものであり、山中領内には従来の割元支配に対する対立状況が存在した。

正徳3年の御巢鷹山の「山守」設置に関する代官宛の願書(No.55)

の差出人には、万場村八右衛門と並んで「神原村兵蔵」「神原村丈右衛門」の名が見えるが肩書きはなく、どのような人物かは不明である。しかし、この文書の内容は山中領内に33カ所の「御巢鷹山」があり「荒れ申さず様拙者共御山守に相応の御扶持方下し置かれ候」と幕府に「山守」設置を願った結果、代官側から尋ねられたことに対する回答である。「山守」設置の主目的は「御巢鷹山」の盗伐や野火に対する対策と「御巢鷹山」外の「御用木」などの管理のためであったが、この時は認められずその職務は従来の割元の「加役」とされたい(No.86)。

正徳3年2月の文書(No.52)では、覚右衛門の名はないが、割元の一人である「黒沢八右衛門」と「土屋兵蔵」(「神原村兵蔵」と同一人物カ)らが幕府からの「今度山中領より御用木出し申付」をうけて請負願を作成している。

さらに、同年5月の口上書(No.48)では、上山郷の檜原村・乙父村・野栗沢村名主らは乙父沢の「御弘山」の分の地名や「百姓稼山」に願っている場所の地名を代官宛に提出している。同年閏5月の浜平・中沢・乙父沢・野栗沢村内の「百姓稼山願候場所」の代官宛の書上(No.265-2、No.265-1)もある。上山郷の浜平・中沢・乙父沢・野栗沢村が「百姓稼山」を願ったのは、元文5年(1740)と推定される覚書(No.118)によれば、正徳3年に上山郷のこの4カ所に幕府の「御林」が設定されたためであった。

「御林」では木材の伐採は禁止される。そこで4カ所の地元の村(枝郷)は「山稼」で生計を立てている村なのでそれとは区別された「百姓稼山」での山稼ぎを願ったのである。

山稼ぎとは、笹板(そぎ板)などの林産物を伐りだした木材から生産し山中領以外の下仁田市などで販売することであり、山稼ぎの商品の主力は笹板であった(No.304)。その後、山稼ぎの主体は下駄木の生産に移行する(佐藤孝之『近世山村地域史の研究』)。

正徳3年9月の文書(No.57)は、割元である「八右衛門・覚右衛門」宛の上山郷の御鷹見や村役人からの「御巢鷹山大切に相守」り

「枝木枯木風折の古木」迄「一切切取」らない旨の請書であり、ここで初めて「割元覚右衛門」の名が記されている。

幕府は全国レベルでの割元制の廃止を命じた正徳3年時点で、山中領の山林資源に対し「御林」の設定や「御用木」の伐採などで関与する姿勢を示した。それに対し山中領村々の側も「百姓稼山」の確定や「山守」の設置などそれぞれの立場で自らの意向を実現すべく様々な動きを見せていたと考えられる。

このような正徳3年の錯綜した状況を整理し、当時の山中領の全体像を把握するために、代官池田喜八郎の指示によって作成されたのが本文書群中に残る正徳4年4月の「上州甘楽郡山中領上山郷村鑑」(No.270)であり、寛政5年(1793)4月に当時の当主黒沢覚太夫(定重)が入手した正徳4年10月の情報からなる「山中領村鑑」(No.274)と推定される。

正徳3年に新設された上山郷の4カ所の「御林」の木数は、享保元年(1716)11月に幕府の「御林奉行」(貞享2年に設置)に提出した「西上州山中領御巢鷹山并御留山木品木数書上帳・控」(No.102)では6万4120本余とある。この表題にある「御留山」とは、幕府が4カ所に設定した「御林」のことであるが、その区域は武州・信州との国境沿いの広範囲に及びその中に「御巢鷹山」が含まれている場合もあった。しかし「御巢鷹山」はこの上山郷の4カ所の「御林」以外の山中領内の各地にも点在し、その数は正徳4年で合計36カ所あった(No.270)。そこでは以前から木材の伐採などは禁止されていたが、明確な境界が設定されていたわけではなかった。こうして「御留山(御林)」の範囲が決定されたことによって、従来から存在した「御巢鷹山」と今回設定された「御林」の外側に「百姓稼山」の地域を明確にする必要があった。あわせて享保3年9月の口上書(No.287)には「当領御巢鷹山不残見分絵図致し山元之村々より一札取申候絵図清書仕境に判形取揃追付差上」げると記され、「御林」以外にも存在していた山中領内の「御巢鷹山」と地元の「百姓(持)山」との境界の明確化が図られた。これをうけて享保3年8月と同

4年9月には個々の「御巢鷹山」の「境御改絵図」が作成され、本文書群中にはこの2つの年月の絵図が計8鋪(No.571-9、No.571-14、No.571-16、No.571-18、No.571-29、No.571-39、No.571-83)残されている。年不詳の絵図中にもこの時作成のものがあると思われるが現時点では確定できない。なお、上山郷の「御林」4カ所との境界については、享保4年9月の請書(No.304)で「御留山」と「稼山」の「境御立願之通」り仰せ付けられていることがわかる。

正徳3年の願書(No.55)で設置を求めた「山守」は新たに設置された「御留山」の管理保全や「百姓稼山」との境界設定などの業務の必要上、享保3年9月には割元兩名より再び設置を願い(No.287)、享保4年(1719)8月には「万場村黒沢八右衛門、神原村黒沢覚右衛門、檜原村黒沢治部右衛門」の3名が任命されている(No.306)。黒沢八右衛門と黒沢覚右衛門は割元在任のままの兼任であり、黒沢治部右衛門は「御林」の一部(中沢・浜平)の地元村である上山郷檜原村の名主であった。この文書は「代官久保田佐次右衛門」から「白井御関所番理右衛門」宛の写であり、併せて「檜原村枝郷中沢・浜平両村百姓共山稼免許」として1カ月に笹板300束などの稼荷物を白井関所を通し山中領外に持ち出すことを許可している。上山郷の野栗沢村名主・惣百姓から3名の山守宛に提出された同年9月の野栗沢御留山保守の請書(No.99-2)には、割元2名と黒沢治部右衛門の3名は「山中領御留山御巢鷹山并惣山之御山守」に任命されたと記されている。つまり、享保4年時点で、「御留山(御林)」だけではなく「御巢鷹山」の管理も役職上は従来の「割元」から「山守」に移されたということになる(兼任者が2名いるとしても)。

「山守」は後に「御林守」と名称が替わるが、幕府から扶持米が給与され(No.364)、名字・帯刀も認められた(No.86)。しかし、享保14年(1719)頃には、覚右衛門は病身のため「御林守」を免ぜられ(但し、割元役は継続)代わって「御林」の一部の地元村である上山郷乙父村名主勝右衛門が任命されている(No.359、No.371)。また、檜原村の枝郷である「中沢・浜平惣百姓」が「御林下守」に任命さ

れている (No.371)。「山守」の具体的な職務体制については、年不詳であるが御林を見廻る際の見積書である「山中領山守共年中御林見廻候度々飯米塩噌野菜代入用積」(No.579)がある。以後、山中領内の山林資源の管理は基本的に「山守(御林守)」が担当したと考えられる。さらに、もう一人「山守(御林守)」でもあった割元黒沢八右衛門も享保16年12月には辞任し(黒沢丈夫家文書No.4526)、以後「山守(御林守)」は上山郷の檜原村黒沢治部右衛門と乙父村黒沢勝右衛門の2人体制として山中領「惣山」の支配を担当することとなり、「割元」の職務とは別のものとして運営されることになる。

この2名の割元の山守辞任は単なる病気などではなく、享保6年頃より争論となった浜平・中沢の「御林」に信州領民が入り込み盗伐した一件が発端となり(No.316ほか)、その後に浜平と中沢の両枝郷の争論となるが(No.320ほか)、これには上山郷内の枝郷単位での山林資源権益問題が関係していると考えられる。

一方、まだ「山守」が設置されていない享保2年(1717)5月14日の文書(No.278)で「八倉」(中山郷平原村枝郷)のおそらく「御鷹見」である孫三郎他4名から「割元覚右衛門」へ御巢鷹山の一つである「大くり山にて御鷹」の巢を一つ見付け巢から雛を下ろし「代官様御下知次第御鷹差上」る旨を報告している。以後、享保年間では山中領内の「御鷹見」から割元あるいは代官宛の「御巢鷹」発見あるいは見つからない旨の文書が複数残る(No.94、No.300ほか)。鷹の巢を発見し雛を献上すると幕府から「御褒美金」が下付されていることもわかる(No.97、No.856ほか)。

本来「御巢鷹山」とは、将軍など権力者の鷹狩りに使用される鷹の雛(御巢鷹)を入手するために人の出入りや伐採を禁じた山のことである。家康・秀忠・家光の3代の将軍は江戸城周辺に鷹狩りを行う「御鷹場」を設け頻りに鷹狩りを行っていた。「御巢鷹山」はこの鷹狩りのための鷹の供給地であり、その周辺(山元)の村々がその維持に関する諸役を課せられ、鷹を上納する体制が築かれていた。

山中領には、正徳4年(1714)時点で、36カ所の御巢鷹山が設定

されていた(No.270)。その多くは上山郷(現上野村)に存在し、特に檜原村と乙父村に全体の半数の御巢鷹山が集中していた。この御巢鷹山の支配管理の実務を担当したのが「御鷹見」であった。上山郷の御巢鷹山は檜原村の枝郷浜平と野栗沢村の「御鷹見」が担当していた。中山郷と下山郷の御巢鷹山は中山郷の平原村の枝郷八倉と神原村の「御鷹見」が担当していた。享保7年頃の山中領内の「御鷹見」は合計18人であった(No.86)。

山中領でいつから御巢鷹山が設定されたのかは不明であるが、慶安4年(1651)の中山郷の鉄砲改に関する文書(No.200)の記載中に「御鷹見」の記載があり、延宝9年(1681)5月22日の「中山郷明細書上」(No.232)では中山郷の御巢鷹山についての記載がある。御巢鷹山に関わる単独の文書では、元禄4年(1691)の「差上申御巢鷹山手形之事」(No.34)などがある。

元禄期の将軍である5代徳川綱吉は、生類憐れみ政策で知られているように将軍就任以来一度も鷹狩りなどを行わず、鷹役人の削減や鷹儀礼の廃止、縮小などを断行した(根崎光男『将軍の鷹狩り』同成社、1999年刊)。しかし、鷹狩りそのものを否定したわけではなく、御巢鷹山の管理は継続されていた。この時期、幕府からの「御巢鷹」献上要求は減少し、「御鷹場」も「御留場」と改称され、狩猟の場ではなく鳥殺生の規制を徹底させた場という意味を持つようになったという(根崎光男『将軍の鷹狩り』)。

宝永6年(1709)正月に綱吉が死去すると、生類憐れみ政策は解除され鷹狩りも復活していく。その本格的な復活は正徳6年(=享保元年:1716)4月に8代将軍となった吉宗によって実行され頻りに鷹狩りが行われる。このため「御巢鷹山」がある村々への「御巢鷹」上納要求が増加していく。このためもあり、享保年間の「御巢鷹」上納に係る文書が本文書群には多数残されている。

本文書群中の「御巢鷹」上納に関する文書で年次が記載されているのは、先の享保2年5月14日の文書(No.278)～享保11年5月の文書(No.345)迄であり、享保2年の文書は「割元覚右衛門」宛であ

るが、享保4年に「山守」が設置された後の享保11年の「浜平・野栗沢村」の「御鷹見」からの文書は「黒沢治部右衛門、黒沢覚右衛門、黒沢八右衛門」宛となっており、「御巢鷹」上納関係の文書は「割元」ではなく享保4年に設置された新設の「山守」が取り扱うようになったと考えられる。したがって、覚右衛門が「山守（御林守）」を享保14年頃に辞任すれば、山中領全体に関する「御巢鷹」上納関係の文書は残らない。

さらに、享保期以前の特に5代将軍綱吉期は鷹狩りがないため「御巢鷹」上納はなかったとしても、それ以前の将軍の時期は山中領からの上納があったはずであり、その文書は本文書群中に残されていない。これについては佐藤孝之氏が『近世山村地域史の研究』で「正徳4年（1714）の御林設置と同時に、御林・御巢鷹山を含む「惣山」の支配が割元の職務とされ、それまでは割元から自立的に御巢鷹山の支配に当たってきた御鷹見が、＜割元－御鷹見＞という支配ラインに編成された」ためであろうと述べている。つまり、「御鷹見」は、正徳3年以前では割元を経由せず直接幕府代官と連絡をとっていたのではないかと推定されている。

年不詳であるが「申10月29日」に檜原村浜平と野栗沢村の鷹見が貞享2年（1685）に設置された「御林奉行」に「鷹巢掛ケ訳ケ申上候」（No.745）という文書を提出している。これは鷹の巢掛けの様子を書き上げたものであるが、山林資源を管轄する林奉行が「御巢鷹山」の鷹の生態を把握しようとしている。貞享から享保年間にかけて、鷹の供給源としての「御巢鷹山」は、山林資源の場としての重要性の比重が高まり「御林（御留山）」と一体化して認識されるようになっていったと考えられる。

そして、山中領内ではこのような山林資源の場は上山郷に多く集中しており、従来の山中領の行政が中山郷・下山郷の2名の「割元」で行われてきたこととは異なり、山中領内の山林支配の実際の運営は享保16年以降、上山郷の「山守（御林守）」によって担われることになったと推定される。

以上のように、この山中領にとっての変革期である正徳から享保年間の時期に当主であった黒沢覚右衛門は割元を務めると共に、享保4年～同14年までは新設された「山守（のち御林守）」も務めた。このため本文書群中にはこの時期の山中領の全体の動向を知るための文書が多数残されたといえる。

その他、この時期の宗門人別帳では、享保2年（1717）の「中山郷魚尾村宗旨人別下書両組共」（No.61）があり、延享元年（1744）12月の「山中領三ヶ郷諸役割合高帳」（No.125）や翌延享2年8月の「上州甘楽郡山中領中山・上山畑屋敷質入并小作入直段書帳」（No.126）なども残る。

#### 【江戸期⑤：黒沢覚太夫】→《山中領割元制廃止》

延享4年（1747）の文書（No.135-1）から「神原村名主覚太夫」の名前が見られる。翌寛延元年（1748）8月の文書（No.397）で覚太夫は「去年中親覚右衛門病身」であり割元就任を願い出たところ認められていることがわかる。以後、明和9年（1772）の文書（No.138）迄この「覚太夫」の名が見られる。

なお、山中領割元制はこの覚太夫在任時の宝暦9年（1759）の幕府の廃止令により、翌宝暦10年に廃止される。宝暦9年の文書（No.406）は、幕府の割元廃止令に対して覚太夫が万場村割元八右衛門と連名で代官へ提出した山中領割元の来歴を記した割元存続願である。同年12月の文書（No.130）は上山郷・中山郷の13カ村の村役人が従来通りの割元制存続を願ったものである。しかし、幕府は正徳の時と異なり翌年に山中領の割元制を廃止する。以後、覚太夫は「神原村名主」を務めるのみとなる。これ以後は、広域的な業務は様々な「組合村」によって担われる。例えば、のちの文政10年（1827）には幕府により風俗取締りなどを目的に改革組合村が編成されるが、その幕末時点での旧山中領の組み合わせは、「檜原村・神原村外拾貳ヶ村組合」に檜原・乙父・乙母・川和・勝山・新羽・野栗沢・尾附・平原・神原・魚尾・青梨・相原・船子村の計14カ村が編成され、「万

場村・坂原村外拾ヶ村組合」に小平・黒田・森戸・塩沢・万場・生利・麻生・柏木・坂原・坂原東組・保美濃山・譲原村の計 12 カ村が編成されている（「上野国御改革組合村高帳」、『群馬歴史民俗』第 12 号所収）。前者には旧上山・中山郷の村に旧下山郷の船子村が加わっている。後者では旧下山郷の村だけでなく神流川下流域の坂原・坂原東組・保美濃山・譲原村などの現藤岡市地域が組み合わさっている。行政単位としての山中領は解体された（地理的名称あるいは生活単位としては生き続けるが）。

割元であった宝暦 9 年以前の主要な文書としては、宝暦 2 年 9 月の「上州甘楽郡魚尾村・神原村・尾付村三ヶ郷御用木書上帳」（No.401）、宝暦 6 年の上山・中山郷 13 カ村の人数を書き上げた「拾三ヶ村人数書上ヶ控」（No.137）などが残る。

割元制が廃止された宝暦 10 年以後の文書は、山中領全域もしくは上山・中山郷に関わる文書はほとんどなくなり、残されている文書は神原村もしくは明和 6 年 9 月の「上州甘楽郡山中領平原村御巢鷹山御林木数改帳」（No.416）のように同じ中山郷の平原村や魚尾村などに関係する文書が中心になっている。

#### 【江戸期⑥：黒沢覚右衛門】→《天明浅間焼》《妹むま》

天明元年（1781）12 月の「荒地立帰り取下本反高石盛書上帳・神原村」（No.142）や天明 2 年 7 月の「神原村耕地絵図」（No.571-51）に「神原村名主覚右衛門」の名前が見える。天明 3 年の浅間山噴火後の飢饉時には、覚右衛門は「山林立木」を売払い「持地質入れ」をして「組下」へ 100 両余りの施行を行ったと文政 11 年（1828）9 月の文書（No.473）にある。この時の神原村の耕地の被害については「川欠荒地小前帳」（No.421）が残る。

寛政 3 年（1791）2 月の願書（No.424）によれば、この覚右衛門は間もなく病死し神原村は年寄が年番に名主役を務める状況だったので、「先名主覚右衛門妹むま」へ「万場村名主八右衛門方」より「賀養子貫引取」って「角太夫と改名先規之通り名主」を仰せ付けても

らうように代官佐藤友五郎宛に願い出ている。

天明 5 年 8 月の「相定申酒造蔵敷証文之事」（No.630）によれば、「神原村酒造蔵主半右衛門」は「武州秩父小鹿野村田嶋四郎右衛門抱七兵衛」に金 215 両で「酒蔵并諸道具春屋共」残らず売り渡しているが、「半右衛門」の押印はなく「代印」は「むま」が行っている。半右衛門がどのような人物かは不明であるが、この時点で黒沢家の経営状態は悪化していたと考えられる。

#### 【江戸期⑦：黒沢覚太夫（定重）・瓢亭百成】

→《対馬藩家臣村家》《郡中取締》《新規御林》《御林守》《山中竅過多》

寛政 3 年（1791）3 月の「酒造方一式書上控」（No.425）の巻頭の記載によれば、神原村黒沢家の「先名主覚右衛門妹むま」に聳入りした万場村名主八右衛門方からの聳養子は「寛政三亥年江戸対州家中より当家江覚太夫引移候以来」とある様に、じつは万場村八右衛門の一族ではなく対馬藩宗家の江戸向柳原の藩邸に在住していた同藩藩士村喜兵衛（一定）の長男であった。名は定重で、明和 4 年（1767）12 月生まれである。聳入りした定重は、神原村名主覚太夫となる。

対馬藩士としての村家については、文化 2 年（1805）11 月の「村家系写添呈書」（No.658）が残り（『群馬県史』資料編 9 近世 1 所収の資料番号 504「山中領中山郷肝煎名主黒沢家由緒書」）、父一定は宝暦年中に対馬家に召し抱えられている（「軽キ奉公」とあり身分は低かった）。定重は天明 2 年（1782）に父一定が亡くなり 16 歳で村家の家督を継いだが、寛政 2 年～同 3 年頃に「生質病身ニ在之奉公難相成」という理由から 24 歳で家督を弟の喜兵衛へ譲り隠居する。しかし、寛政 3 年には「世話人」があつて神原村の黒沢家へ聳養子に入ることになり、以後黒沢覚太夫を名乗ったとある。この「世話人」が誰であつたかは不明である。なお、この文書には定重は「実子出生無之ニ付、末弟米之介ヲ当家養子に江戸表より貫取申候」とあり、実家である村家の末弟を自らの後継者として黒沢家に入れている。



但し、この米之助は後に定重の母（村喜兵衛一定の妻）の実家である「武州本庄宿郷原」の江原家を相続し「年寄組頭問屋役兼帯」となる（No.799-2）。

定重は寛政3年に養子に入るとすぐに無尽を發起し金60両を集めて（No.817）、黒沢家再興に動き出している。文化2年頃の黒沢家は「元来此家造酒ヲ第一之渡業ニいたし来り当時相応に経営罷在り候」と記し酒造業がこの頃の経営の柱であった様子がうかがえる。享和2年（1802）12月には「武州秩父郡小鹿野町酒蔵主大四郎」から酒蔵株高12石の「酒造蔵諸道具一式穀蔵并売場共」を10ケ年間譲り請けている（No.428、No.431）。

文化10年（1813）には、神原村名主覚太夫は檜原村（現上野村）名主治部右衛門・万場村（現神流町）八右衛門・坂原村西組（現藤岡市）名主平太夫と共に「郡中取締役」を命じられている（No.445）。山中領及び神流川下流域一帯までの幕府領組合村の代表の一人である。覚太夫はこの時任命された岩鼻村組頭八郎兵衛他15カ村16名と共に代官吉川栄左衛門役所宛に「御取締方請書」（No.444）を提出している。文化11年9月の文書（No.150）や文化12年8月14日の文書（No.155）は、「御取締役」覚太夫が山中領内の喧嘩口論や博奕などの風俗取締りを担当していたことを示す。文化7年～天保年間に至る「取締方手帳」（No.157）も残る。

また、文政12年（1839）には、神原村の枝郷間物にあった自らの「持畑山林」を「新規御林」に上納し「苗字永々御免御林見守」を仰せ付けられている（No.183、No.473）。天保3年（1832）の文書（No.490）でも「御林守兼帯名主黒沢覚太夫」とあり、かつての「割元」であった時のように「郡中取締役」や「御林守」を務め神原村ばかりではなく山中領全体を管轄する有力村役人として手腕を振るった。なお、この時点での「新規御林（献上御林）」と「御林守」の権限などについては坂本達彦氏と佐藤孝之氏の論考がある。

さらに神原村名主文書としては、文政4年（1821）正月からの「小兒養育料願書並請取書一件」（No.453）なども残る。

一方で、村家当主であった頃から定重は、噺本（はなしぼん）あるいは狂歌作者として文芸活動にも従事し、百成（ひやくなり）の名で天明9年（1789）には噺本『ふくら雀』を刊行していた。黒沢覚太夫となってからも主に瓢亭百成（ひょうてい・ひやくなり）の名で10数種もの噺本を残している。また、噺本以外に山中領における「11種の生業や気質をもった類型的人物（庄屋・和尚・医者・木屋・財主・盲法師・馬口労・背利商人・社人・侠客・賢人）に焦点を当て、その「出立風俗と又癖付たる仕打」を標準的な江戸言葉で記述し、各人の「せりふ」を徹底した方言で描写した滑稽本」（藤井史果『噺本と近世文芸』笠間書院、2016年刊）である『山中竅過多（さんちゅうあなだらけ）』を文化2年（1805）に著している。当時刊行されたわけではなく原本は現在、所在不明であるが本多夏彦氏による翻刻が『上毛民俗資料第1輯・山中竅過多』（上毛民俗の会、1951年刊）として刊行されており、同書には本多氏による「黒沢覚太夫傳」も掲載されている。山中領にあっても覚太夫（定重）の文芸を通じた江戸との交流は頻繁であった。

また、対馬藩宗家との関係はその後も続き、文化8年（1811）の朝鮮通信使の聘礼（へいれい）を江戸ではなく対馬で行ったこと（対馬易地聘礼）を賞して幕府は対馬藩宗家に対し、文化14年（1817）2月に肥前国松浦や下野国都賀・安蘇などで2万石を加増している。この内下野国領分の村々は都賀郡で2122石余、安蘇郡で279石余であり、いずれも山間部に位置していた。文政2年（1819）には同藩領都賀郡下仙波村（現栃木県葛生町）の山林売り払い業務のため対馬藩は神原村名主であった定重に依頼し「御林三ヶ所木寄仕分帳」（No.657）を作成させていたらしい。年不詳であるが、この時に下野国まで定重が出張した記録と推定される「野州御郡方日記留写」（No.587）と「野州旅行日記」（No.792）が残る。「野州御郡方日記留写」には、覚太夫（定重）が「元来御屋敷出生のものにて郷方作法切者にて去年9月御領分立山入札」を仰せ付けられ尽力したことを賞して「金15両」を対馬藩宗家から下付された達が記されている。

寛政3年(1791)に黒沢家に贅養子に入った定重によって神原村の黒沢家は江戸対馬藩邸に仕える同藩村家やその周辺の武家社会との関係が出来る。本文書群中には文政11年11月の「宗対馬守家来村喜兵衛次男村忠造・親類書」(No.475)などの村家の婚礼に関わる親類書なども残り、その繋がりには村家当主となった定重の弟(村喜兵衛)の娘を上山郷の「檜原村郷士黒沢治部右衛門方」へ縁附けるなど山中領の有力村役人層へと関係を広げていることがわかる。なお、村忠造は「火消役本多次郎組与力高村弥太郎」(高現米80石)の贅養子となり、以後「高村忠造」と名乗る。高村家はおそらく幕府定火消である火消役組与力の家柄であろう。

定重は前述したように酒造業を中心にして黒沢家の経営を軌道に乗せたが、一方で養蚕にも尽力し文化2年(1805)から書き継がれている「養蚕私記」(No.588)には、寛政3年からの養蚕・繭の収納高の書上などが記載されている。このように神原村黒沢家の「中興の祖」ともいべき存在であった定重は、天保6年(1835)12月に没する(本多夏彦「黒澤覚太夫傳」)。

なお、本文書群中に残る文人「瓢亭百成」としての作品は「浅芭庵(せんばあん)百成」の名が見える狂歌の刷物2点(No.894-1、No.894-2)のみであり、その他版本などの蔵書類は一切残されていない。

### 【江戸期⑧：黒沢覚太夫(定春)・覚朗】

→《植林》《分家》《小倉おみね》

次代は、すでに天保3年(1832)閏11月の願書(No.490)で昨年より病身であった覚太夫(定重)は名主退役して「悴軍平」に「覚太夫」と改名のうへ「神原村御林守兼帯名主」を仰せ付けられるよう願ひ出ている。定重は天保6年12月には没するので、おそらくこの「軍平」が「覚太夫」を世襲して後を継いだと考えられる。但し、年不詳であるが中村茂氏収集黒沢家文書のNo.9~12の書状では、定重の晩年には定重の孫である「軍次(治)」が活躍していた形跡があり、この「軍平」との関係は不明である。

また、天保6年4月2日付の「神原村枝郷間物山御林木数木品書上帳」(No.163)は先に「新規御林」となった場所に苗木2万9825本を植え付けた帳面である。これは「天保五午年中御林植付苗木成木并追々苗木植足候」(No.183)と植林をした結果であり、そのため「奇特之段被為思召御林守被仰付」られて幕府より1年に「御給米七俵」を給されることになった(No.183)。定重の死の直前であるが、黒沢家では植林事業に力を注いでいたことがわかる。

その後、天保14年(1843)11月の文書(No.513-1)では、この「軍平」と推定される「神原村御林守兼帯名主黒沢覚太夫」が「悴吉十郎」に「覚太夫」と改名させたい旨を願ひ出ている。その際、自身は「黒沢柳逸」と改名している。しかし、これは認められなかったらしい。

嘉永2年(1849)には、覚太夫は山中領「村々之内百姓山御用材檜」の「買請伐出方」の交渉を江戸神田九軒町信濃屋と行っており(No.521~No.523-2、No.525)、山中領におけるこの時期の材木売買の様子がうかがえる。

安政2年(1855)8月の文書(No.532)では、「神原村御林守兼帯名主黒沢覚太夫」が「老年病身」になったので、「悴吉十郎」に「御林見習」を仰せ付けられるように願ひ出ている。同年9月には「吉十郎」は「御林守無足見習」に任命されている(No.513-2)。

翌安政3年(1856)9月には黒沢覚太夫は「三軒分家」を出すことになり「名寄帳認替」を行うが、その時点での畑屋敷は6町4畝27歩で持高は25石3斗1升5合9夕8才とある。そのほか林3町7反2畝5歩などを所持していた(No.533)。そこでは「黒沢覚太夫定春」と記している。この「定春」については、本文書群中では現在所在不明である天保7年の「瓢亭事跡」(No.500)について昭和29年に群馬大学学芸学部史学研究室が作成した目録では「米之助定安三子 黒澤覚太夫定春誌」という記述がある。これによれば黒沢覚太夫定春は、定重の末弟で本庄の江原家を相続した米之助(No.799-2)の三男ということになる。つまり、定重は甥を養子として黒沢家

当主としたことになる。

また、定春は同年12月の文書(No.821)では、「先代讓請候品類除之拙者代仕立候諸道具一式分家三軒之もの江請渡」している。ここでいう「先代」とは覚太夫(定重)であろう。

その際「我等無之上は小倉おみねを親と相心得万端差図請申候」と書き記してもいる。「小倉おみね」とは『多野藤岡地方誌』(1976年刊)によれば「小倉みね女」とあり、その履歴は「天保6年(1835)5月、黒沢覚太夫の長女として神ヶ原に生まれた。通称みね、字(あざな)は素白、雅号を香雨と称した。」「みね女は幼児より絵が好きで絵師を招いて習った。」「安政元年19才で、江戸百人衆組頭水野監物の与力小倉鎌之助と結婚して江戸に出た。」「天然齋一道の門に入り、墨竹画に専念して傑作『墨竹百態』を描いた。明治維新となり、夫と共に魚尾(現神流町)に住み、専ら墨竹画をかいだ。夫の死後再び江戸に出て」「明治37年6月69才」で世を去った絵師であった。父である黒沢覚太夫とは「定春」のことであろう。

なお、覚太夫(定春)は、後述する元治2年(1865)年2月の家相続に関する文書(No.544)で「父黒沢覚朗隠居」とある「覚朗」と同一人物であり、かつての「軍平」であり「柳逸」であったと推定される。

この時期の神原村名主文書では、天保5年(1834)正月の神原村「巳御年貢皆済目録」(No.169)が残る。

#### 【江戸期⑨～明治期①：黒沢覚太夫定之・覚一郎・円造】

→《岩鼻県・敦賀県・千葉県官吏》《戸長・村長・県会議員》

次代の黒沢家当主は、文久2年(1862)正月の願書(No.436)で、神原村の年寄8名・百姓代2名は、名主黒沢覚太夫が「病身」なので退役し「後役」は同人倅「平馬」を「黒沢覚太夫」と改名して仰せ付けられるように伊奈半左衛門役所へ願い出ている(同年7月のNo.571-71の絵図の袋ウハ書によれば名は「定之」と有)。

元治2年(1865)年2月の家相続に関する文書(No.544)では「父

黒沢覚朗隠居にて本隠の間柄行届仕訳相成」り」とあり、父である黒沢覚朗が隠居し、親類の本庄宿江原茂右衛門他1ヶ寺5名連名の上で新たな「黒沢覚太夫」と「黒沢おてふ」宛に「取替一札」を渡している。この隠居した「黒沢覚朗」がかつての「軍平」であり「柳逸」であり「黒沢覚太夫定春」と同一人物であろうと考えられる。

この「平馬」改め新たに「黒沢覚太夫(定之)」を名乗った人物は、黒沢円(圓)造と考えられるが、明治43年(1910)に刊行された『群馬県多野郡誌』では、黒沢円造の履歴について「天保十年(1839)十二月神ヶ原に生る。父は代官の手代となり、家督を弟の覚朗に譲り、圓造を連れ埼玉県本庄に寓し、富澤庄右衛門(後定泰と改む)と称し、後移りて横浜に居住す。圓造は幕臣岡本弥一郎に就いて書算を学ぶ。覚朗男子なく女を以て嫁はせ家を継がしむ。文久元年(1861)同家に入籍し、同三年二十二歳にして大惣代名主となった。」とある。これによれば、元治2年の家相続に関する文書のうち「黒沢おてふ」が覚朗の娘(次女カ)で、「黒沢覚太夫」が覚朗の兄(富澤庄右衛門)の子円造であるということになるが、では天保14年や安政2年の文書に記されている「倅吉十郎」はどうしたのかは不明である。

また、円造の父にあたる「埼玉県本庄」に寓した「富澤庄右衛門」の名は本文書群中には見当たらない。但し、元治2年の文書(No.544)に親類として名前が出てくる「本庄宿江原茂右衛門」家は、前述した定重の母(村喜兵衛一定の妻)の実家である「武州本庄宿郷原」の江原家であり、この江原家との関係が推定される。また、円造の父が「代官の手代」となったとあるが、これも前述した文政11年(1828)11月の定重の跡を継いで対馬藩家臣村喜兵衛を襲名した弟の次男忠造についての「親類書」(No.475)によれば、村家の親類には「代官吉川栄左右衛門」の「手附佐々木倅右衛門」や「手代望月軍蔵」など「富澤」家ではないが幕府代官の手附・手代の家があり、そのような役職に就任していても不思議ではない。定重以降の黒沢家は江戸の武家社会との間に村家との血縁関係をとおして交流があ

ったらしいことはわかるが、黒沢家の当主交代の詳しい経緯についてはわからないことが多い。

文久年間に黒沢家当主となった黒沢覚太夫（のちの円造）の名が記された文書は、明治元年（1868）11月の「（公用掛）黒沢覚太夫」が作成した文書（No.548）が最初のものであり、本文書群中には「黒沢覚太夫」名の幕末期の文書は残っていない。

但し、黒沢覚太夫の名は無いが文久元年（1861）頃から明治2年（1869）頃までの幕府代官江川太郎左衛門役所に関係する文書写（No.585、No.575ほか）や慶応2年（1866）の武州一揆に関係する忍藩関係の文書（No.609、No.639、No.697、No.709）などが若干残る。

同じく神原村の年貢関係の公的文書としては、文久3年（1863）10月の「亥御年貢可納割付之事」（No.179）が残る。それ以後では明治元年（1868）11月付で作成された「元治元子年割附写」（No.543）があり、作成したのは覚太夫ではなく「神原村年寄保三、百姓代常三郎」とある。同年作成された元治元年の割付状写には甘楽郡岩（磐）戸村（現甘楽郡南牧村）の文書もある（No.547）。

明治元年11月に「公用掛」として「黒沢覚太夫」名が出てくる文書は「上州甘楽郡檜原村外式ヶ村御林立木伐透之義ニ付申上候書付」（No.548）であり、上山郷の「御林并元巢鷹山林」に関する文書である。この同年同月付の「御林木数取調帳」（No.549～No.551）が3冊に綴られ残されている。そこには山中領以外の馬山村・矢川村（現下仁田町）や南蛇井村・下丹生村（現富岡市）など甘楽郡内の広範囲の村々の帳面が含まれている。これらは、明治元年と推定される11月付の「出役高木七兵衛」が作成した「上州甘楽郡村々巢鷹山木数其外取調見込書」（No.572）によれば、明治維新により御巢鷹が廃止になり村方から御巢鷹山立木の払い下げ願が提出されたため、その取調に高木七兵衛が出張して山林見分を行った結果と考えられる。おそらくこの山林見分には黒沢覚太夫も同行したと考えられる。この取調見込書で高木は「永上納」の上で村方へ払い下げた方がよい旨を上申している。また、本文書群中の絵図には同年10月付の「砥

沢村砥山絵図」（No.571-49）が残る。砥沢村は現甘楽郡南牧村にあり砥石の産地として著名であった。この絵図も「公用掛」としての黒沢覚太夫が入手したものと推定される。

さらに年貢請取でも、同じく明治元年12月15日の神原村宛の「辰御年貢米金納請取」（No.880-3）がある。この年月日の請取状では多胡郡馬庭村（No.880-1、No.880-4、No.880-5、No.880-7、No.880-8）、甘楽郡魚尾村（No.880-2）、多胡郡本郷村（No.880-6）、甘楽郡青梨村（No.880-9）、甘楽郡平原村（No.880-10）、甘楽郡舟子村（No.880-11）、甘楽郡相原村（No.880-12）、甘楽郡勝山村（No.679-1）、甘楽郡乙母村（No.679-2）、甘楽郡川和村（No.679-3）、甘楽郡新羽村（No.679-4）、甘楽郡檜原村（No.679-7）、甘楽郡尾附村（No.679-5）宛の年貢請取も残りかなり広域的な村の分が含まれている。作成者は「岩鼻県附属会計方後藤八郎右衛門、松崎謹兵衛」である。これらの年貢請取が本文書群中に残されているのも「公用掛」としての黒沢覚太夫との関係からと推定される。なお、この明治元年の年貢金上納には不足があったらしく明治3年6月24日の岩鼻県庁からの「辰御年貢金納不足受取」が神原村を含め中山・上山郷などの村々の分が9通残されている（No.882-1～9）。

明治元年時点でのこの甘楽郡内の広域的な村々の御林木数取調帳や年貢請取などが本文書群に残るのは、前述した「公用掛」という肩書と関連すると思われる。明治元年時点での「公用掛」とは、明治2年2月の「岩鼻県御役人御名控」（東吾妻町佐藤卷之助家文書、中村茂編『高崎藩墓誌録・県外編』2020年刊）によれば「民政係・訴断獄社寺捕亡」の一人として「黒沢覚太夫」の名があることから、覚太夫が岩鼻県の「公用掛」に務める官吏であったということであろう。

『群馬県多野郡誌』にも黒沢円造の履歴について「明治元年岩鼻県令大音龍太郎に抜擢せられ、同県の公事方となり、余暇には常に江戸に往来し、同七年千葉県令柴原和（しばはら・やわら）の知遇を受け、同県の権少属となる。同九年冬敦賀県の権少属に転任越前国

福井に居住す。時に地租改正の事あり、圓造は算数に精しきを以て地租掛となる。」「養父覚朗高齢に達し家政を視る能はざるに至り、明治十一年官を辞し郷に帰りて、神ヶ原村外二ヶ村戸長となる。」とある。つまり、『群馬県多野郡誌』では明治元年（1868）には円造は岩鼻県官吏となっている。大音龍太郎が岩鼻県知事になるのは、慶応4年6月（9月8日に明治に改元）であり、山中領一帯は同年7月には大音の管轄下に入っている。大音は同年12月7日に罷免されるので、同年11～12月付の御林木数取調帳や年貢請取は、大音岩鼻県知事の下での文書である。但し、前述の明治2年2月の「岩鼻県御役人御名控」に黒沢覚太夫の名があるということは、大音罷免後も覚太夫は岩鼻県官吏であったと考えられる。その後、『群馬県多野郡誌』によれば、明治7年には千葉県権少属、同9年冬には敦賀県権少属に転任し、同治11年まで新政府の官吏として神原ヶ村を離れていたことになる。

岩鼻県との関係については、本文書群中には明治2年8月28日に「新羽村組頭要次郎」が作成した願書（No.193-1）があり、先頃「村預」を仰せ付けられた「神原村覚太夫」が病身なので寛大の処置を願っている。覚太夫は明治2年中になんらかの事件によって岩鼻県官吏から失脚した可能性がある。

「黒沢円造」の名の初見は、明治6年と推定される「癸酉3月」の「僕婢取調書上」（No.182）である。そこに「十五大区小十一区戸長黒沢円造」とあり大区小区制期のその地域は神ヶ原村を含むため明治6年時点では神ヶ原で戸長を務めていたと考えられる。

また、本文書群以外に神原村黒沢家より流出した文書が中村茂氏によって41点収集されており（「中村茂氏収集黒沢家文書」請求番号P21041）、そこには明治期の黒沢円造の辞令類が複数含まれている。それによれば、明治8年2月25日付で黒沢円造は「七等郵便取扱役」を免じられている（中村茂氏収集黒沢家文書No.15、以下中村No.と略記）。どこの郵便取扱所であったのかの記載がないため、この時点での円造の所在地は不明である。明治10年10月26日付で千

葉県から「御用掛」を申し付ける旨の辞令（中村No.33）があり、翌明治11年9月19日付の辞令（中村No.16）では、「御用掛黒沢円造」は「任千葉県七等属」となっている。ところが、同年10月5日付で千葉県から「七等属黒沢円造」は「依願免本官」の辞令（中村No.18）を貰い、おそらく千葉県官吏の職を去りその後神ヶ原村へ帰村したと考えられる。つまり、明治10年10月～同11年10月迄は、円造が千葉県官吏として在職していたことは確実である。なお、千葉県令柴原和は、かつて岩鼻県大参事に在職（明治4年）していた人物である。

一方、本文書群中の絵図には、明治初年頃の敦賀県（現福井県）関係の絵図なども複数残るが（No.571-72ほか）、その中の1点は明治8年4月18日の記載がある「越前国吉田郡志比志村絵図」（No.571-81）であり、これらによれば明治8年時点では円造は敦賀県官吏であった可能性がある。つまり、『群馬県多野郡誌』の履歴記述とは異なり、敦賀県官吏から千葉県官吏に転じた可能性が高い。

帰村後の円造は『群馬県多野郡誌』によれば、山中領の道路改修工事などに奔走し「明治二十二年（1889）町村制施行後は村長（初代中里村長）に挙げられ、自治団体の発展に努め、同二十三年本郡選出県会議員となり、同二十五年（1892）一月高崎の寓居にて病没したのである。年五十四。」とある。

中村茂氏が収集した黒沢家文書には、帰村後の円造の辞令も多く含まれており、それによれば明治12年（1879）2月7日付の群馬県から辞令（中村No.19）で円造は「南甘楽郡神ヶ原村・平原村・尾附村戸長」を申し付けられている。明治14年2月28日付の辞令（中村No.21）でも「南甘楽郡尾附村・平原村・神ヶ原村聯合戸長」を申し付けられ、明治16年2月27日付の辞令（中村No.26）では戸長役を「満期ニ付職務差免候」と戸長を辞任する。

しかし、同年同月同日付の辞令（中村No.27）では、また「南甘楽郡平原村・神ヶ原村・尾附村聯合戸長」を申し付けられている。明治17年8月4日付の辞令（中村No.29）では「南甘楽郡神ヶ原村聯合

戸長」を申し付けられている。そして明治19年7月19日付の辞令（中村No.30）で「南甘楽郡神ヶ原村外3ヶ村戸長黒沢円造」は「職務差免候」とある。これらにより明治12年2月から明治19年7月まで円造は神ヶ原村に帰り、戸長として活躍していたことがわかる。

『中里村の歴史』（中里村教育委員会、1999年刊）によれば、明治11年4月、神ヶ原・平原・尾附の3カ村は連合して平原村の延命寺に連合戸長役場を開設、魚尾村は単独で魚尾村戸長役場を黒田金八郎宅に開設している。明治17年に両者は合併し、神ヶ原村外3カ村連合戸長役場を神ヶ原村原の黒沢円造邸内に移転したとある（明治25年5月に戸長役場は移転する）。しかし、円造が戸長として作成収受した戸長役場文書などは本文書群中には存在しない。つまり幕末・維新时期以降の当主黒沢円造の時期の文書は本文書群中にごく少数しか存在しないのである。

但し、明治3年6月の文書（No.553）などでは「黒沢覚一郎」という人物が「下奈良村栗原半三郎」との間で大掛かりな蚕種売買を行っている様子が窺える。また翌明治4年4月にはこの覚一郎の借金返済をめぐる「貸金並材木滞出入」が裁判沙汰となっている（No.193-2～3）。中村茂氏が収集した黒沢家文書中にもこの裁判をめぐる明治4年3月14日付の済口証文（中村No.37）がある。黒沢覚一郎と円造との関係は不明であるが、この人物の関係文書が本文書群中に残されていることから黒沢覚一郎は黒沢円造と同一人物である可能性もある。

黒沢円造が作成したと考えられるわずかな文書の中では、明治18年（1885）4月の上申書（No.576）が重要である。これは、円造が黒沢家に残された文書（おそらく「御用書物箱」に収蔵されていた分）のうち自身で年代的に古く重要と判断した分を1点～数点単位で封筒に整理し番号を付した分の目録であり、何らかの理由で群馬県などの上級官庁に上申したものの目録下書と考えられる。その時選択された文書および封筒などの多くは本文書群中に残されている（一部本文書中に残されていない文書もある）。逆に言えば、明治18年

時点で黒沢家に残された特に江戸時代前半期の主要な文書は、この目録に記載されたもの以外はすでに残っていなかったということが分かる点で重要である。

なお、本文書群で最も新しい文書は、円造の死去する2年前にあたる「明治23年（1890）」と比定される1月20日付の文書（No.570-45）であり、それ以降の年代の文書は残されていない。

## 11. 検索手段

本目録。

## 12. 関連資料

- ・同一出所の文書としては、当館が所蔵する中村茂氏収集黒沢家文書目録（請求番号：P21041）を参照のこと。
- ・山中領下山郷万場村（現神流町・旧万場町）で割元名主などを務めた「黒沢八右衛門家」の文書の一部については、群馬県史編さん時の写真焼付資料が群馬県立文書館で閲覧可能。目録は『群馬県史収集複製資料目録・第2集』（群馬県立文書館、1995年刊）所収No.43-4-1 黒沢建広家文書。
- ・山中領上山郷檜原村（現上野村）で御林守などを務めた「黒沢治部右衛門家」の文書の一部については、群馬県史編さん時の写真焼付資料が群馬県立文書館で閲覧可能。目録は『群馬県史収集複製資料目録・第2集』（群馬県立文書館、1995年刊）所収No.45-2-1 黒沢馨家文書。
- ・山中領上山郷乙父村（現上野村）の「黒沢丈夫家文書」については、『群馬県立文書館収蔵文書目録 15 多野郡上野村乙父黒沢丈夫家文書』（1997年刊）などがあり群馬県立文書館で閲覧可能。

## 13. 参考文献

- ・本多夏彦翻刻『上毛民俗資料第1輯・山中竅過多』（上毛民俗の会、1951年刊）※本多夏彦「黒澤覚太夫傳」も所収

- ・佐藤孝之『近世山村地域史の研究』（吉川弘文館、2013 年刊）
- ・中島明『群馬の林政史』（みやま文庫、2004 年刊）
- ・黒田基樹『増補改訂戦国大名と外様国衆』（戎光祥出版、2015 年刊）
- ・『中里村の歴史』（中里村教育委員会、1999 年刊）
- ・小松修「割元役と組合村制の成立－上州山中領の場合－」（『関東近世史研究第 18 号』所収、1985 年）
- ・坂本達彦「上州山中領における山守制の展開と幕府林政－19 世紀前半を中心に－」（『徳川林政史研究所研究紀要第 49 号』所収、2015 年）
- ・佐藤孝之「上州山中領における「献上御林」と御林取締り」（『徳川林政史研究所研究紀要第 51 号』所収、2017 年）
- ・しの木弘明「咄本の瓢亭百成」（『上毛文芸叢話』所収、名雲書店、1999 年刊）
- ・藤井史果『噺本と近世文芸』（笠間書院、2016 年刊）
- ・中村茂編『高崎藩墓誌録・県外編』（2020 年刊）
- ・『群馬県多野郡誌』（1927 年刊、1977 年復刊）
- ・『多野藤岡地方誌』（1976 年刊）

#### 14. 利用上の留意点

- ・一部非閲覧資料あり。
- ・資料の閲覧を希望する場合は、高崎市立中央図書館図書担当へ事前に相談してください。